

会 務 月 報

第380号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成26年7月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成26年7月18日(木)

13:30~14:40

2. 場 所 日事連会議室

3. 理事総数及び出席理事数 総数33名、出席数28名

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 大内達史

副 会 長 井上精二、佐野吉彦、田畑光三、富岡 学、
宮原克平

専務理事 高津充良

常任理事 遠藤正幸、香月直樹、栗原憲昭、佐々木宏幸、
仲元典允、山本康一郎

理 事 池田修平、大谷秀逸、金子敏夫、神田重信、
河野 久、小林忠志、杉山義孝、鈴木眞生、
中山茂樹、村岡健治、村山高文、山木 茂、
横須賀満夫、吉田 敏、渡邊淳悦

監 事 東條正博、堂田重明

事 務 局 前田敏明事務局長兼総務課長、戸谷泰子会誌編
集担当課長、鈴木雅之業務課長、千浜民子企画
調整担当課長、市川貴之教育・情報担当課長、
吉田茂調査役

欠席者

副 会 長 朝岡市郎

理 事 秋野卓生、浅野善治、澤木英二、富田 裕

監 事 宮原浩輔

5. 議 事

(1) 議長の選任 大内達史会長が議長に選任された。

(2) 議事録署名人の確認

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人は以下の者であることが確認された。

大内達史会長、東條正博監事、堂田重明監事

(3) 議決事項

1) 副会長、常任理事、理事の職務等の承認の件

高津専務理事より、資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

副会長の順序については、一般社団法人の定款には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により規定することができないとされたため内規扱いであるが、会長に事故があったとき等に備え準備するものである。順序は改選前の役職及び経験年数などを考慮した。また、定款施行細則第7条による理事の分担及び第23条による委員会の正副委員長については、日事連及び単位会での経験等を考慮した。なお、佐野副会長は委員会を担当しないが、日本建築士事務所政経研究会の会長を務める。

議長より、副会長、常任理事、理事の職務等の承認について諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを承認した。

2) 平成26・27年度常置委員会、特別委員会及び専門委員会等の設置並びに正副委員長、委員の承認の件

高津専務理事より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

5つの常置委員会委員は、各ブロックから推薦された委員である。4つの特別委員会は現在活動中であるため継続設置を提案している。ただし、基本問題検討特別委員会の委員は、今回の役員改選にともない一部の委員が交代した。なお、専門委員会及びワーキンググループの委員については単位会等と調整中であり未確定であるため、常置委員会の委員長とも必要に応じ相談し、9月の通常理事会に諮りたい。

議長より、平成26・27年度常置委員会、特別委員会及び専門委員会等の設置並びに正副委員長、委員の承認につい

て諮ったところ、異議なく、資料2のとおりこれを承認した。

3) 名誉会長及び相談役の委嘱の承認の件

事務局より、資料3により次の趣旨の説明がなされた。

定款第33条及び定款施行細則第9条並びに平成24年7月11日の常任理事会決定の推薦基準に則り、名誉会長1名及び相談役2名の委嘱を提案するものである。

議長より、名誉会長及び相談役の委嘱の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

4) 年次功労者表彰の承認の件

事務局より、資料4により次の趣旨の説明がなされた。

平成26年度年次功労者表彰候補者は、表彰規程に該当する者が、日事連推薦6名、単位会推薦36名である。表彰は10月3日開催の全国大会式典において行う予定である。

議長より、年次功労者表彰の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

5) 公益目的支出計画の実施状況の承認の件

事務局より、資料5により次の趣旨の説明がなされた。

平成25年4月1日に一般社団法人へ移行する際に、公益目的財産額4億8千万円余が確定していたが、平成25年度に公益・継続事業に1億3千万円余支出し、平成25年度末の公益目的財産額が3億5千万円余となった。

議長より、公益目的支出計画の実施状況の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

6) 住宅市場整備推進事業に伴う単位会への耐震診断・耐震改修相談窓口の継続設置及び耐震診断・耐震改修実施事務所名簿整理の契約の承認の件

高津専務理事より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正に伴う国の住宅市場整備推進事業に、本年1月から本会は協力してきたところであるが、平成25年度の単位会の相談実績が国の想定よりかなり少なく、今般、提示された平成26

年度の単位会の受取り経費は、一律の相談窓口運営費を廃止し、相談件数等の実績に基づく算定方法に変更された。そこで、単位会が変更内容を了解した上で耐震診断・耐震改修の相談にかかる事業を継続して実施するか否かのアンケートを6月に行った結果、全単位会が継続して実施する旨回答がなされた。この結果を踏まえ、日事連では、耐震診断・耐震改修実施事務所名簿の更新掲載事業及び建築物所有者への技術者の派遣事業について日本建築防災協会に協力し、平成26年度も全単位会が事業を継続実施することとしたい。

議長より、住宅市場整備推進事業に伴う単位会への耐震診断・耐震改修相談窓口の継続設置及び耐震診断・耐震改修実施事務所名簿整理の契約について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

(4) 報告事項

1) 理事会より常任理事会に委任する事項について

事務局より、6月5日の通常理事会で承認された定款第46条に基づく平成26年度の理事会より常任理事会に委任する事項について資料7によって説明がなされた。

2) (有)日事連サービスの役員について

事務局より、6月26日の(有)日事連サービスの定時株主総会において、平成26・27年度の役員に小川代表取締役社長以下7名が選任されたことについて資料8によって説明がなされた。

3) 新国立競技場計画に対する質問書について

大内会長及び高津専務理事より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

7月7日に開催された、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)による新国立競技場に関する説明会を受け、建築関連5団体(日本建築士会連合会、東京建築士会、日事連、東京会及び日本建築家協会)は、共同で質問書を7月17日付でJSCに提出した。その内容は、①新国立競技場の機能と需要予測、②建設費、③維持管理費、④改修計画との比較検討、⑤スケジュール・解体工事、

⑥公開方式での会議開催についてである。

4) 会員・構成員異動報告

平成26年6月末の会員及び構成員数等を、事務局より次のとおり報告した。単位会別構成員数等は資料10のとおり。

平成26年6月30日現在 正会員46団体

構成員14,909事務所、賛助会員3社

5) 平成26年度の主な会議日程（予定）について

事務局より、参考3によって平成26年度の主な会議日程について報告がなされた。

<配付資料>

資料1：平成26・27年度副会長、常任理事、理事の職務等について（案）

資料2：平成26・27年度常置委員会及び特別委員会の設置並びに正副委員長及び委員等について（案）

資料3：平成26・27年度名誉会長及び相談役の委嘱（案）

資料4：平成26年度年次功労者表彰について

資料5：公益目的支出計画の実施状況

資料6：平成26年度住宅市場整備推進事業に基づく耐震診断・耐震改修の相談に係る事業の内容変更及び契約等について（案）他

資料7：平成26年度理事会より常任理事会に委任する事項

資料8：平成26・27年度有限会社日事連サービスの役員について

資料9：「新国立競技場に関する建築関連団体への説明会」を受けての質問書他

資料10：会員・構成員異動報告書

参考1：一般社団法人日本建築士事務所協会連合会定款

参考2：一般社団法人日本建築士事務所協会連合会定款
施行細則

参考3：日事連・今後の主な会議日程（予定）

■第6回全国大会実行特別委員会議事概要

日時 平成26年9月8日（月）13：30～16：30

場所 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博

副委員長 大内達史

委員 田端隆、戸井田秀明、鈴木兼次、宮下登久子、
西倉努、加藤昇、白井勇

特別委員 鍋倉孝行、松田純也、但野廣

事務局 高津専務理事、前田、松谷

欠席者 委員 戸張隆、芝京子

協議事項

(1) 大会参加申込状況及び招待者等について

事務局より、資料1により次のとおり説明がなされた。

1) 単位会からの参加数について

現在の単位会からの参加申込数は、表彰受賞者を含め601名である。ただし、日事連からの参加依頼人数より多く参加を希望している単位会がいくつかあり、その扱いについて諮りたい。

協議の結果、各単位会数名程度のため、増員希望の単位会については参加申込を受け入れることとした。

2) 招待者について

国会議員、国土交通省幹部職員及び関係団体の長等

3) 全国大会パーティに「建築士法改正の感謝の集い」（仮称）を併催することについて

9月4日に大内会長及び三栖名誉会長等が山本有二議連事務局長を訪問し、山本先生から提案されていた、今般の建築士法改正でお世話になった与野党の国会議員の先生方に対するお礼の方法として、全国大会パーティと併せて「建築士法改正の感謝の集い」を開催することとした。感謝の集いを併催することで、当初予定していた費用を超える場合には、別途、対応措置を検討する。また、この集いは日事連が主催者として実施する旨、士会連合会及びJIAへ事前に説明を行う。

(2) 大会運営及び委員の役割等について

事務局より、資料2-1により各項目の説明がなされ、以下のとおり方針等を決定した。

1) 大会当日のスケジュール等について

前回の委員会より変更及び追加された箇所は次のとおり。

①額賀福志郎議連会長は、パーティだけでなく大会式典から出席

②大会式典のタイムスケジュールを割り振ったところ、余裕があるため、日事連建築賞の表彰については、従来どおり部門ごとに登壇する方法で行う。

委員から、来賓（国会議員）に手土産を用意しなくて良いのかとの発言があり、今まで用意したことはないが、協議の結果、会長に一任することとした。

2) 会員増強単位会表彰のシナリオについて

事務局より、表彰の趣旨・選考基準・表彰単位会発表を大内会長が行い、各受賞単位会会長から、会員増強の取組等5分ずつ話してもらう案を説明したが、協議の結果、以下のとおりとした。

①発表は、大内会長ではなく、総務・財務担当副会長が行う。

②受賞単位会会長からは、3分ずつ話してもらう。

3) 各委員の役割分担について

大会実行委員は、シンポジウムでのパネリストへの対応、来賓誘導及び案内業務等の役割分担を決め、運営に当たることとした。ただし、特別委員については、シンポジウム出演に専念してもらい、誘導等の役割は負わないこととした。

具体的な役割は以下のとおり。

①単位会等案内ー田端委員、戸井田委員

②招待者案内ー宮下委員、芝委員

③タイムキーパーー西倉委員

④連絡係及び来賓等の誘導ー鈴木委員、白井委員、戸張委員

⑤大臣対応、全体の指揮ー加藤委員

(3) 第1部シンポジウムについて

鍋倉特別委員より、資料2-2により第1部のシンポジウムの進行等について説明がなされ、以下のとおり方針等を決定した。

1) シンポジウムの進行について

司会者よりコーディネーター及びパネリストを紹介した後に、プロローグ（震災時の動画放映）、宮城県知事のビデオメッセージとする。

2) パネリストのパワーポイント用パソコンについて

特別委員が1台用意し、あらかじめ3会分のデータを入れるようにする。

3) 配布資料について

大会プログラムとは別冊で、A4サイズカラー、12ページ程度（各会4ページ）の資料を東北三会の負担で作成する。なお、大会参加者のみに配布し、全構成員に送付等を行わない。後日ホームページ等で情報提供を行う等検討する。

4) オープニング映像用のDVDの作成等について

三会分を1枚のDVDにまとめ、宮城会が地元の業者に作成を依頼する。

委員から、建築復興支援センターのこを入れた方が良いとの意見が出され、3会でその方向で検討することとした。

(4) 第2部建築士法改正の報告について

事務局より、資料2-3により第2部の建築士法改正の報告の企画案について説明がなされ、以下のとおり方針等を決定した。

1) 報告の流れについて

①大内会長の司会進行により、山本有二議連事務局長及び三栖名誉会長による報告で20分程度

②山本議連事務局長の持ち時間を10分から8分に変更

③三井所士会連合会会長及び芦原JIA会長の持ち時間を、各2分から3分程度に変更

2) 配布資料について

大会プログラムとは別冊で、A4サイズ、カラーとし、内容は会報「日事連」8月号の特集「三会共同提案と建築士法

改正」から16ページ抜粋する。

(5) 会場図、壇上席次案、客席配席案について

事務局より、会場図、壇上席次案、客席配席案について資料3によって説明がなされた。

会場及び控室等は、2年前の東京開催と同様に使用するが、シンポジウム及び建築士法改正の報告の出演者の席次は、平成22年開催のシンポジウムを参考に配置する。

単位会旗の設置等は、従来どおり、大内副委員長長の事務所の所員にお手伝いいただく。

大内副委員長より、東京オリンピックの旗（のぼり）を受付付近に設置したいとの要望がなされ、協議の結果、東京会事務局が設置及び撤去等を行うことを条件に、設置を了承した。

(6) 大会プログラム等の配布資料の準備について

事務局より、大会プログラム等の配布資料の準備について資料4により説明がなされ、協議の結果、大会プログラムのシンポジウム及び改正建築士法の報告の出演者全員の肩書き及び顔写真を入れること、並びに山本有二議連事務局長については、プロフィールも入れることとした。

次回委員会開催予定

第7回 平成26年12月12日（金）

15:30～17:00

(配付資料)

資料1 大会参加申込状況及び招待者等について

資料2 シンポジウム、式典等の運営及び委員等の役割について

資料3 会場図、壇上席次案、客席配席案について

資料4 大会プログラム等の配布資料の準備について

■第10回基本問題検討特別委員会議事概要

日時 平成26年9月10日（木）

9:30～12:30

(特別委員は10:30から出席)

会場 日事連会議室

2014-11 日事連会務月報

出席者

委員長：大内達史

副委員長：佐野吉彦

委員：三栖邦博、八島英孝、遠藤正幸、佐々木宏幸、

山木 茂、宮原浩輔、児玉耕二、高津充良

特別委員：秋野卓生、浅野善治、河野 久、富田 裕

(特別委員は議事3から出席)

事務局 前田、吉田、鈴木、千浜

<配付資料>

委員名簿

資料1 : 公共建築設計懇談会資料

資料2 : (仮称) 仮使用認定手続きマニュアル策定委員会 第1回議事メモ

資料3-1 : 建築士法改正施行への対応状況について

資料3-2 : 建築士法の一部を改正する法律について 経緯等説明資料

資料4-1 : 一級建築士の処分事例についての単位会からの収集事例 (取扱注意)

資料4-2 : 「建築士の懲戒処分」及び「建築士事務所の監督処分」に関する要望 (案)

議 事

平成26・27年度の最初の委員会となることから、各委員の自己紹介の後、議事に入った。

1. 公共建築設計懇談会の動きについて

○公共建築設計懇談会での検討状況について、佐々木委員より資料1に基づき報告がなされた。

おもな概要は以下のとおり。

・公共建築設計懇談会は設計三会、国交省、東京都、神奈川県メンバーからなり、年4回程度開催される。3回は意見交換会、最終の1回は本懇談会である。国交省からの情報提供を受け、設計三会から要望・意見を提出している。年度ごとにテーマがあり、今年はBIMのガイドライン、コスト管理ガイドライン、デザインビルドなどが主なテーマとなっている。

・第1回(4/25)は、コスト管理ガイドラインの改定、BIMガイドラインの策定等の情報提供が国交省よりなされ、第2回(8/8)では、プロポーザル方式普及への支援方策、デザインビルド(設計・施工一括発注方式)についての情報提供がなされた。

○次のような意見交換を行った。

【コスト管理ガイドラインについて】

・コスト管理ガイドラインは発注者が強い場合も含まれているのか。

→ガイドラインを使ってみてまだ確固たる使い方はまとまっていないようである。

・改定前は積算に近かった。より簡素化する方向となったのではないか。これまでより厳しくなったということはないと思われる。

【デザインビルド(設計・施工一括発注方式)について】

・東京五輪について東京三会で意見交換をしている。東京都では基本設計は設計事務所で行い、設計事務所はアドバイザーとして最後まで残るが、実施設計は施工会社に頼むこととするようである。設計事務所がないがしろにされているという気がする。

→ゼネコンや実施設計を行う立場からすると実施設計の責任とアドバイザーの発言の関係が定かではないという面もある。

→デザインビルドの定義について、公共建築設計懇談会でいうところのデザインビルドと東京都のデザインビルドとは違うのではないか。

・次回の公共建築設計懇談会で三会の考え方をある程度示さないといけない。

→デザインビルドの問題点をまとめて提出してはどうか。

○佐々木委員、宮原委員で相談の上、方針を決めて、デザインビルドについての問題点をまとめることとした。

2. 仮使用許可についての委員会の状況について

○資料2により宮原委員より仮使用認定手続きマニュアル策定委員会での検討状況が報告された。WGを何回か行って12

月にはまとめる方向で検討を進めている旨、報告された。

○次のような意見交換を行った。

・仮使用中に特定行政庁が来て追加工事を行わなければならないなどというようなことがないようにしたいが。

→運用が始まってから問題が起きることは考えられる。

3. 建築士法改正施行への対応状況について

○資料3-1により建築士法改正施行への対応状況について高津委員より説明された。主な内容は以下の通り。

・今回の建築士法の改正が三会の共同提案をベースにしていることから、今後の普及、周知について三会での懇談会を開催して意見のすりあわせや国交省への働きかけを行っている。

・建築士の免許証への記載事項の追加について、免許証に勤務先、住所を追加することになると勤務先、住所は登録事項となり、住所や勤務先が変わると免許証の書き換え義務が生じる旨、国交省より説明があった。現在三会で意見を調整中であるが、常任理事会で意見を聞いたところ半分以上が反対で住所、勤務先の記載は必要ないのではないかということであった。

・三会では、JIA、日事連が早急な実施には反対(必要ない、混乱する)であり、士会連が消費者保護のため必要との意見である。

○免許証への勤務先・住所の記載について次のような意見交換を行った。

・共通番号法が昨年5月に国会を通過し、2016年1月にスタートする。12ケタの番号が全建築士に配布されればなりすまし防止や死亡者の情報もわかる。建築士法と共通番号がリンクすればよい。

・住所や勤務先の免許証への記載はその必要があるかどうかである。本人確認は氏名と生年月日で十分。

・免許証に住所や勤務先を記載する必要は感じない。建築士にだけなぜということになる。事務所が変わるたびに免許証を書き換えなければならない。過大な負担である。

・勤務先は事務所登録の変更届で十分ではないか。本人の特定として住所が必要であれば検索システムなどで検索できる

ようにすればよい。免許証に記載する必要はない。

・免許証に記載するという意味を理解しないといけない。記載してあることが違っていた場合、免許証が無効になってしまう。登録事項ではなく届出事項とすべきである。

・実施を先送りしてでもさらに検討すべき事項である。

○委員会で出された意見も踏まえ、さらに三会で調整を行っていくこととした。

○資料3-2により会員向けに今回の士法改正の経緯と説明資料を作成する予定であること、資料3-2は参考資料を除く原稿案であることが高津委員より説明された。

資料の作成の是非も含めて原稿案についての意見をいただきたいとのことで、1週間程度以内で意見を提出することとした。

4. 一級建築士の処分について

○一級建築士の処分について、八島委員より次のように説明された。

・中央建築士審査会で一級建築士の処分についての議論が始まった。現在は違反設計とされるとほぼ100パーセント業務停止になってしまい厳しすぎるので見直しを検討するということである。

○資料4-1、4-2により高津委員より単体会より収集した処分が厳しすぎると思われる事例、東京三会で作成した処分についての要望案が説明された。

○一級建築士の処分について次のような意見交換を行った。

- ・境界を読み間違っただけで処分された事例がある。
- ・玄関ポーチを面積に追加するかしないかについては特定行政庁ごとに判断が違う。6割は面積に算入していて3割はしていない。見解の相違をもって処分が行われるのはあってはならないことではないか。
- ・一つの事案で建築士の処分と事務所の処分の二つが行われることになる。一人事務所などでは建築士の業務停止1か月ののちに事務所の業務停止1か月となると業務ができない期間が2か月になってしまう。

○委員会での意見交換を参考にして、三会でも意見交換を行い、

処分基準の見直しについては国交省へも働きかけていくこととした。

次回委員会日程 平成26年11月6日(木)

9:30~12:30

(特別委員は10:30より)

■第1回教育・情報委員会議事概要

日 時 平成26年9月22日(月)

13:30~16:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 山本 康一郎

副委員長 横須賀 満夫

委員 高橋 清秋、松田 道佳、山梨 一正、
尾添 信行、坂本 拓三、池田 賢一

担当副会長 朝岡 市郎

特別出席 大内 達史

事務局 前田 敏明、吉田 茂、市川 貴之、
夏目 浩行

<配付資料>

資料1 : 平成26年度教育・情報委員会事業計画

資料2 : 教育・情報委員会関係 外部委員あて職等一覧

資料3-1 : 法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)の実施状況等について

資料3-2 : 法定講習運営状況及び今後の検討事項等について

資料4-1 : 平成26年度「建築士事務所の管理研修会」実施状況等について

資料4-2 : 平成26年度「建築士事務所の管理研修会」年間実施計画

資料4-3 : 「建築士事務所の管理研修会」知事指定状況一覧

資料4-4 : 「建築士事務所の管理研修会」講師派遣制度概要(案)

- 資料4-5 : 「建築士事務所の管理研修会」テキスト平成26年度以降の改訂等に係る基本方針(案)について
- 資料5-1 : 他の建築関係団体等が実施する講習・研修との連携等について
- 資料5-2 : 単位会で実施している研修会について
- 資料5-参考 : 膜構造による魅力ある空間創造「講習会&見学会」のご案内(膜構造協会作成)
- 資料6-1 : 建築CPD情報提供制度周知チラシ(建築教育センター作成)
- 資料6-2 : 建築CPD情報提供制度の活用への手引き(平成26年度版)
- 資料7 : 産学連携建築教育会議資料

1. 大内会長挨拶

第1回委員会の開催にあたり、大内会長より以下の主旨の挨拶があった。

教育・情報委員会については、これまで実施してきた事業を確実に継続していくことを願いたい。各ブロック協議会に参加して、各地域の事情に応じたやり方で事業を行うことが重要だと考えている。建築士・建築士事務所の資質向上のため、良案を考えていただくにあたって、忌憚のない議論をお願いしたい。

2. 委員長及び委員等挨拶

第1回委員会のため、委員長より、委員・担当副会長の皆様のご指導を仰ぎながら事業を進め、実りある委員会にした旨の挨拶があり、続いて、委員・担当副会長の自己紹介が行われた。

3. 議事

1. 平成26年度事業計画及びこれまでの経緯等について

事務局より、平成26年度教育・情報委員会事業計画について、資料1を用いて、以下の6項目の概要説明があった。

- (1) 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の実施推進について
- (2) 建築士事務所の業務の運営等の関する新たな研修の企画推進
- (3) 法定講習(「建築士定期講習」及び「管理建築士講習」)について

(4) 「建築CPD情報提供制度」の活用推進

(5) インターンシップへの支援・協力

(6) その他、教育・情報に関すること

委員からは、平成25年度事業計画からの変更点についての質問があり、事務局から、ほぼ前年度の内容を踏襲している旨の回答がなされ、本年度事業計画に沿って教育・情報関係の活動を進めていくことを確認した。

2. 教育・情報委員会関係あて職等一覧

資料2により、教育・情報委員会が関係する、公益財団法人建築技術教育普及センター及び日本建築学会等の外部委員のあて職案について事務局より説明の後、委員長があて職の担当案について諮ったところ、異議なく了承された。

3. 法定講習の実施状況及び運営等について

事務局より以下の説明がなされた。

(資料3-1: 法定講習の実施状況等について)

・平成26年度の法定講習年間実施計画については、管理建築士講習は約1,700名~1,800名、建築士定期講習は約14,000名程度の募集定員となっている(9月時点)。なお、建築士定期講習については、建築士会の約2分の1の開催規模に留まっている。

・建築士法の一部改正に併せて、建築士定期講習の受講間隔を3年から5年にすることが検討されており、仮に5年となった場合は減収となる。しかしながら、ある程度安定した収入が見込める講習であるため、継続して取り組んでいくことが重要と考えられる。

(資料3-2: 法定講習運営状況及び今後の検討事項等について)

・平成27年度以降の法定講習運営に関する関係団体との協議については、10月7日に事務局レベルで初回協議を行う予定となっており、今後の協議状況によっては、委員長にも各団体との協議に参加していただくことも検討する。

・協議内容については、委員長等に報告し、判断を仰ぎながら進めていく。

委員から出された意見は以下のとおり。

- ・管理建築士講習を受講し、新規事務所登録をする建築士が少ない。そもそも業界自体の魅力が小さいことが原因だと思われる。
- ・1級建築士試験の合格者が減少しているため、管理建築士講習の受講者も必然的に減少してしまう。
- ・兼業の建築士事務所は、事務所協会へはなかなか入会しないため、専業事務所に焦点を当てて、事務所協会への加入につながる行事を実施している。
- ・管理建築士講習については、旧委員会で運営方法の抜本的な見直しを検討すべきとの意見があった。具体的には、建築教育センター支部が同講習を主として実施し、どうしても実施したい、もしくは行政との関係上実施せざるをえない単位会については、実施できる仕組みを作り、現行の運営方法を見直す方向に舵を切るのはいかがでしょうか。事業として考えると成り立たない。
- ・各ブロック協議会で、各単位会に意見を聞いてはどうか。

上記の発言を踏まえ協議の結果、管理建築士講習の抜本的見直しについては、平成27年度からの適用は時間の制約面から厳しいため、来年度は現状に近い状態で管理建築士講習を実施しつつ、1年間時間をかけて議論していくこととした。また、建築士定期講習については、ブロック協議会を通じ、未実施単位会への取組みを呼び掛けるとともに、平成27年度以降の受講手数料の配分に係る協議を進めていくこととした。

4. 建築士事務所の管理研修会の実施状況及び運営等について

事務局より、以下の報告がなされた。

(資料4-1：管理研修会実施状況)

- ・委員会開催までに実施された平成26年度の管理研修会は2単位会のみとなっているため、全体の趨勢は未だ把握できない。

(資料4-2：年間実施計画)

- ・平成26年度の管理研修会実施計画については、40単位会で開催予定があり、前年度37単位会から微増となっている。

(資料4-3：知事指定状況)

- ・知事指定状況については、8月に東京会が知事指定を受けたため、合計で28会となった。
- ・管理研修会を開催している都道府県の中には、建築士事務所指導要綱が制定されているところが数県あり、本研修会の受講について強い勧奨を行っている。現在取組んでいる知事指定要望活動に加えて、建築士事務所指導要綱の制定を行政に求めていくことが今後の課題。

上記の説明の後、参考として、東京会の管理研修会への取組みについて、①開始時間を午後からに設定、②タイムリーな話題提供のため、建築士法改正に関する講義枠を設定、③テキスト執筆者を講師に起用する等、魅力的で受講し易い研修会となるよう工夫をこらしている旨の報告がなされた。

続いて、委員長から以下の発言があった。

全単位会で本研修会が開催できていない理由は、知事指定を得ないと受講者が集まらない等の個別の事情があると思われる。本研修会の受講が実質的な義務付けとなるよう取り組んでいく必要がある。知事指定を得た単位会から、行政への要望方法について情報交換をすることが有効ではないか。兵庫会としては、事務所協会が法定団体となってから、県の担当課長との意見交換の場を定期的に設けており、風通しは良くなったと感じている。こうした取組みも有効ではないか。委員からの主な意見としては、

- ・東京会が知事指定を受けたことは大きい。地元行政へ要望する際のPR材料になる。
- ・知事指定を得ている単位会の中には、年度ごとに申請し、その都度指定を受ける形となっている会もある。継続した指定が難しい場合は、先ずこうした進め方もよいのではないか。
- ・地元では苦情問題が増加しており、ハウスメーカーの建物でも杜撰なものがある。こういう問題は管理建築士の問題だと思われるため、開設者や管理建築士を対象とする本研修会は全国で進めていく必要がある。
- ・県の担当者からは、実情をつかむには開設者講習が一番良いと言われている。知事指定に関する行政への説得材料として、

県が得られるメリットを挙げることも有効ではないか。

以上の発言を踏まえ協議の結果、日事連としては、これまで2度、行政への知事指定要望文書のひな型を単位会に送付してきたが、再度内容を更新したものを送付し、要望活動に利用してもらうこととした。

(資料4-4:「建築士事務所の管理研修会」講師派遣制度概要(案))

事務局より、資料4-4について、本制度案は、本研修会活性化のため、旧委員会で導入の検討を進めることが決定していたものであり、講師リストの作成が必須のため、単位会に適任の講師を推薦していただく必要がある旨の概要説明があった。

委員からは以下の意見が出された。

- ・講師の交流については、交通の便がよいところは利用し易いため、隣県で講師の融通を行うことを考えている。
- ・全講義を他県の講師に依頼するというわけではなく、部分的に依頼するのであればよいのではないかと。
- ・選択肢の一つとしてはよいのではないかと。

以上の意見が出され、委員長から本案について諮ったところ、異議なく了承された。

(資料4-5:「建築士事務所の管理研修会」テキスト平成26年度以降の改訂に係る基本方針(案)について)

事務局より、資料4-5について、以下の説明がなされた。

- ・教育・情報委員会が本テキストの所管となっている。
- ・5年ごとにテキストの抜本見直しを行うこととしているため、平成29年度以降に向けて、今後検討していく。改訂スケジュールについては、平成27年度後半頃から、小委員会もしくはWGを設置し、平成28年度中にテキストの改訂作業を行う。

以上の説明後、委員長が基本方針(案)について諮ったところ、異議なく了承された。

5. 新たな研修の企画推進等について

事務局より、資料5を用いて、これまでの委員会での取組み

について、他の建築関連団体との連携を中心に模索していくこととしており、他団体との連携の一例として、日本膜構造協会との共催による講習会に取り組むこととしたい旨の説明があった。

委員からは以下の意見が出された。

- ・木材利用が今後進んでいくと思われるため、木造に関する講習会については取組んでいけるのではないかと。
- ・各省庁の情報をチェックし、補助金が入るような情報を取得していただきたい。
- ・事業収入が見込める講習を実施することが重要。

担当副会長からは、事務局だけで情報収集等の対応は難しいため、全委員がアンテナを張って、各県の情報を集めることが重要ではないかと。また、木造に関する講習については、政省令が出ないと実施は難しいと思われるため、政省令が出されてから素早く講習につなげていくことが重要ではないかと。特に建築士法改正に関する講習については、事務所協会が先導しなければならない、との発言があった。

以上の意見交換後、木造関係の講習会の実施可否・補助金等の情報については、事務局でも調べていくこととし、各委員が入手した情報があれば事務局宛で連絡し、情報の共有化を図っていくこととした。

6. 建築C PD情報提供制度について

事務局より資料6を用いて、建築C PD情報提供制度の概要について以下の説明がなされた。

- ・建築士事務所協会としては、建築C PD情報提供制度(事務局:建築教育センター)の普及に努めており、これまで制度普及のため、共同要望等を通じて同制度の実績を活用するよう都道府県等に要望してきた。今後も、同制度の活用が進むよう行政等に働きかけを継続していく必要がある。
- ・日事連としては、同制度の理解を深めるため、平成23年に本会で作成した「建築C PD情報提供制度活用の手引き」の内容を更新し、7月に単位会宛て発信した。
- ・なお、建築C PD情報提供制度を活用している自治体情報については、毎年9月頃に建築教育センターから最新情報が提

供されるため、再度制度活用の手引きを更新し、単位会宛て周知を図ることとした。また、日事連HPへ建築CPD情報提供制度情報の掲載を考えている。

委員からは、事務所協会全体で年間どれぐらいのプログラム実施しているのかという質問がされ、事務局にて調査することとした。

7. インターンシップについて

事務局より資料7を用いて、産学連携建築教育連絡会議の概要・取組みについての概要報告がなされた。

8. その他

改正建築士法に関して、事務所協会としてどのように取り組んでいくべきか意見交換を行った。事務局から、現在、内部用の説明資料を作成しており、政省令が年内に出された後、年明けから周知に取り組んでいく方針である旨報告がなされた。

次回委員会 平成27年1月23日(金)

13:30~16:00(予定)

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成26年

- | | |
|--------|---|
| 11月19日 | 指導運営委員会 |
| 20日 | 正副会長会
常任理事会
四会建築設計・監理等業務及び工事請負
業務の契約書類対応WG |
| 28日 | 日事政研役員会
通常理事会 |
| 12月 4日 | 政経フォーラム
建築士事務所協会全国会長会議 |
| 5日 | 会誌編集専門委員会 |
| 10日 | 既存住宅の活用に係るWG |
| 11日 | 四会連合協定建築設計・監理等業務委託
契約約款調査研究会WG |
| 12日 | 全国大会実行特別委員会 |

■10月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成26年10月1日～10月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,037	- 1	4,648	22.3%	238		23.0%
青 森	176	+ 1	987	17.8%	36		20.5%
岩 手	270	+ 2	1,068	25.3%	63		23.3%
宮 城	368		2,169	17.0%	73	+ 1	19.8%
秋 田	151		1,137	13.3%	42		27.8%
山 形	174		1,233	14.1%	49		28.2%
福 島	226	+ 3	1,668	13.5%	58	+ 1	25.7%
茨 城	494		2,179	22.7%	143	+ 1	28.9%
栃 木	176		1,437	12.2%	88		50.0%
群 馬	189	- 1	1,890	10.0%	88		46.6%
埼 玉	524		5,158	10.2%	114		21.8%
千 葉	428		3,597	11.9%	110	+ 1	25.7%
東 京	1,537	- 1	15,730	9.8%	467	+ 2	30.4%
神奈川	768	- 2	6,443	11.9%	180		23.4%
新 潟	332		2,456	13.5%	112		33.7%
長 野	448	- 1	2,288	19.6%	120		26.8%
山 梨	104	+ 2	865	12.0%	11		10.6%
富 山	306		1,317	23.2%	59		19.3%
石 川	289	+ 1	1,339	21.6%	53		18.3%
福 井	239	- 2	1,017	23.5%	56		23.4%
静 岡	477	- 3	3,327	14.3%	134	+ 1	28.1%
愛 知	566	+ 1	5,259	10.8%	127		22.4%
三 重	190		1,337	14.2%	64	+ 1	33.7%
滋 賀	183	- 1	1,215	15.1%	33		18.0%
京 都	322		2,247	14.3%	87		27.0%
大 阪	802		6,699	12.0%	173	+ 1	21.6%
兵 庫	433		3,777	11.5%	110	+ 1	25.4%
奈 良	114		983	11.6%	23		20.2%
和歌山	118		796	14.8%	26		22.0%
鳥 取	89		515	17.3%	46		51.7%
島 根	138		706	19.5%	69		50.0%
岡 山	413	+ 2	1,583	26.1%	61		14.8%
広 島	345		2,462	14.0%	120		34.8%
山 口	110	+ 1	1,127	9.8%	37		33.6%
徳 島	99		889	11.1%	13		13.1%
香 川	102		1,153	8.8%	17		16.7%
愛 媛	153	+ 1	1,237	12.4%	34		22.2%
高 知	143		673	21.2%	22	+ 1	15.4%
福 岡	483	- 1	3,804	12.7%	145		30.0%
佐 賀	177		637	27.8%	30		16.9%
長 崎	254		886	28.7%	44	+ 1	17.3%
熊 本	218		1,411	15.5%	89	+ 1	40.8%
大 分	153	+ 1	964	15.9%	37		24.2%
宮 崎	120		1,101	10.9%	57		47.5%
鹿 児 島	304		1,354	22.5%	83		27.3%
沖 縄	192		1,307	14.7%	53		27.6%
計	14,934	+ 2	106,075	14.1%	3,894	+ 13	26.1%

※建築士事務所登録数は平成26年9月末日現在の数字である。